

1.官民合同パトロール開催!!

10月1日(木)に全国労働衛生週間に合わせて、喜多方労働基準監督署の出席を仰ぎ、**今年度初の官民合同パトロールを開催**しました。

今回はコロナウイルスの感染防止を図るため、必要最小限の人数で実施し、午後の結果発表会は中止としました。

ここでは、パトロールで**良かった点**として挙げられた内容の一部を紹介します。

①コロナウイルス感染防止対策

- コロナ感染が疑われる作業員の入場禁止看板
- 非接触型体温計による作業員の体温管理



←毎朝、作業員の体温計測を実施し、記録・管理を行ったもの



②現場環境対策

- 快適トイレ、女性作業員のための女性優先トイレの設置
- 騒音・振動計の設置



※快適トイレとは、洋式便座、水洗機能、二重ロック、衣料掛けフック、鏡付洗面台、便座除菌クリーナーなどを設置したもの

市街地内のCo取り壊し作業のため、騒音・振動計を設置した

Good!!



③現場安全対策

- 切土法面に安全ネットの設置
- バックホウ背後に接触防止棒の設置



※イメージ

喜多方労働基準監督署からの講評(喜多方方部に参加)

- 各現場とも、整理整頓されており良かった
- 現場事務所の入り口に、泥除けのグレーチングが設置され良かった
- コンクリートはつり時は、防塵マスクを着用すること

良かった点は、他現場でも活用願います。

2.遠隔臨場、始めました!!

県土木部では、発注する工事及び業務委託において、**遠隔臨場を適用**することになりました。

遠隔臨場とは、ウェアブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」「立会」を行うものです。

移動・待ち時間を削減することにより、**効率的な時間の活用を**図り、「働き方改革」を推進します。詳しくは、県庁技術管理課のHPを参照願います。

国交省での遠隔臨場の状況→



3.安全帯→墜落制止用器具!?

現場の皆様はご承知かと思いますが、改めて紹介します。

安全帯については、その全てが見直され、平成31年2月1日より「**墜落制止用器具**」に名称・規格等が変更となりました。

猶予期間として、現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは、令和4年1月1日までとなりますので、ご注意願います。

※厚生労働省リーフレットより抜粋

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	→	墜落制止用器具
① 胴ベルト型（一本つり）	⊖ → ⊕	胴ベルト型（一本つり）
② 胴ベルト型（U字つり）	⊗ → ⊗	×
③ ハーネス型（一本つり）	⊖ → ⊕	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「**墜落制止用器具**」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来の呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

（安衛則・特別教育規程(注5)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格 (注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用する必要があります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

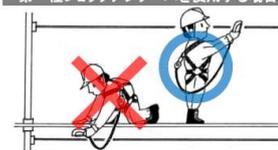
墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



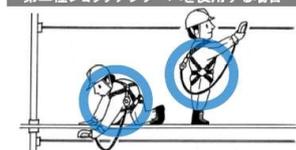
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（両方の作業を混在で行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。）

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



新基準への更新はお早めに!!